

平成24年3月14日

於・総務省10階1002会議室

第977回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法の一部を改正する法律案について	1
(2) 2012年世界無線通信会議（WRC-12）の結果について	4
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案について （諮問第9号）	10
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第10号）	10
(3) 日本放送協会に対する平成24年度国際放送実施要請 について（諮問第11号）	27
(4) 日本放送協会に対する平成24年度協会国際衛星放送実施要請 について（諮問第12号）	27
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○東北3県のアナログ放送終了に向けた取組状況について	30
5. 閉 会	34

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたしますが、総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波法の一部を改正する法律案について

○前田会長 それでは、審議に入ります。

まず最初に報告事項、「電波法の一部を改正する法律案について」につきまして、内藤企画官からご説明をお願いいたします。

○内藤企画官 内藤でございます。報告1という資料がお手元にあるかと存じますが、そのA4横のパワーポイントの資料のほうでご説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。法律案の内容を一言で申しますと、電波の免許人をオークションにより決定する、いわゆる周波数オークション制度を導入するためのものがございます。背景にもございませけれども、「光の道」構想という総務省の構想を踏まえまして、周波数オークションを我が国で導入する。導入に向けまして、民間有識者による周波数オークションに関する懇談会を開催し、昨年1年間検討を進めてまいりまして、12月に最終取りまとめを行い、オークション導入のための制度整備を進めるべきというご提言をいただいたことを踏まえてのものでございます。

改正の概要でございます。この1ページの下の方でございますけれども、

まずオークションの対象は、携帯電話用の無線局でございまして、左下①にございますように、最初に総務大臣がオークションの手続などのルールブックになります入札開設指針を定めます。これに従いまして、携帯電話事業者等がみずからの事業計画を明らかにした入札開設計画を、②にございますが、総務大臣に提出をし、オークションへの参加を申し込むこととなります。次に、参加者の間で③オークションを実施いたしまして、最高額を入札した人が落札者となる。この場合、④にありますように、開設計画の認定を受ける仕組みを創設するものでございます。通常のオークションですと、落札者は絵画とか物を受け取るわけでございますが、今回、そういう意味で落札者が受け取れるのは、携帯電話用の周波数を自由に使うための権利が、いわゆる落札品ということでございます。

2 ページをお開きください。法案の主な改正内容でございます。(1)にございますが、まず総務大臣は、携帯電話用無線局のうち、その免許を申請できる者を入札等により決定することで、電波の経済的価値を最大限発揮できるような場合、つまり電波の干渉等が生じず、周波数の経済的価値が算定できるような場合に入札開設指針を策定できるとしてございます。その指針には、括弧にございますように、入札対象の周波数、認定の有効期間、最低落札価格、保証金、落札金、それから入札の実施方法、こういったことを記載することにしてございます。

次に(2)でございますが、開設計画の認定の申請があった場合には、指針に適合する開設計画を提出した人たちを対象としまして入札を実施し、最も入札価格の高い者の入札開設計画を認定することにしてございます。その際、(3)にございますように、保証金の提供、あるいは認定を受けた者は落札金を国へ納付するといったこととともに、落札金の使途につきましては、オークションの実施経費を除き一般財源ということにしてございます。また、入札等

の妨害をした者に対する罰則の創設も措置をしているところでございます。施行期日につきましては、公布の日から1年以内の政令で定める日でございます。この法案は3月9日に閣議決定され、国会に提出されていたところでございます。

3ページをお開きください。これまでの携帯電話用無線局の審査方式との比較でございます。上が今回の新しい方式でございます。左からごらんいただきますと、入札開設指針案の公表、それから電波監理審議会の諮問、開設計画の申請の受付、指針に照らした審査、ここまで最初の4つの手続までは、ほぼ一緒でございますが、その次のところが違っております。まず下のほう、従来は指針の審査基準に照らしまして点数をつけ、最も適合度合いの高い者を決定してございましたが、今後は、入札を実施いたしまして最も入札額の高い者を決定することが大きく違っております。それ以降はこれまで、従前の手続とほぼ同じ手続になっているということでございます。

なお、その際、最後4ページをごらんいただきたいんですけども、この法案によるオークション制度の導入によりまして、電波監理審議会への諮問事項を追加しております。具体的に申しますと、入札開設指針を制定あるいは変更する場合、それからこのオークションに関してもろもろの不利益処分を行う場合、3つ目、一番下でございますが、入札開設計画を最後に認定する場合につきましては、無線局の免許を希望する方、あるいは実際の免許人の行為あるいは権利を制約することになりますので、電波監理審議会に事前にお諮りする事項として、法律上追加をさせていただくことにしております。

短い説明で恐縮ですが、事務局からは以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、何かご質問ご意見ございますでしょうか。

これでいくと、最速いつからということになるのでしょうか。

○内藤企画官 国会審議次第でございますが、この通常国会中に法案が成立するようでしたら、来年度中にも施行させまして、再来年度、年で言いますと来年の後半以降に第四世代の携帯電話についてのオークションを検討、予定をしてございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。どうですか。

○山本委員 いや、結構です。

○前田会長 ありませんか。特にご質問ないようですので、どうもありがとうございました。

(2) 2012年世界無線通信会議（WRC-12）の結果について

○前田会長 それでは次に、同じく報告事項といたしまして、「2012年世界無線通信会議（WRC-12）の結果について」につきまして、本間国際周波数政策室長からご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○本間国際周波数政策室長 本間でございます。それでは、報告2の資料に基づきましてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目をごらんいただきたいと存じます。世界無線通信会議（WRC-12）と申しますのは、国際的な周波数分配や、それに関します手続などを定めました無線通信規則の改正について、ITUの加盟国が話し合う無線関係の最大規模の会議でございます。三、四年ごとに開催しております。前回は2007年に開催しておりまして、WRC-07など、開催年をつけて呼ぶことになっております。

今回は、今年の1月から2月にかけて4週間、ITU本部のございますスイスのジュネーブにおいて開催されました。途上国の参加が、今回非常に増えま

して、約170カ国から約3,000名ということで過去最大規模の開催となっております。我が国からは、ジュネーブの代表部の小田部大使、総務省から鈴木電波部長をはじめ総務省職員、また、関係の民間事業者等70名が参加しております。

今回は30の議題について議論が行われましたけれども、その中で日本に関連します主要な議題ということで、4件ご報告をさせていただきたいと存じます。

以下、一件一葉がございますので、2ページをごらんください。2ページが、まず1点目でございますけど、海洋レーダー用の周波数を確保するための議題でございます。海洋レーダーと申しますのは、左上にポンチ絵がございますけれども、海岸に10メートル程度のアンテナを立てまして、ここから短波帯の電波を出しまして、海洋の表面を観測しようというものでございます。現在、国土交通省が港湾の船舶の航行安全のために海洋の漂流物を監視する目的でこれを運用しておりまして、またそれ以外には、情報通信研究機構や大学が海洋研究の一環として、海流の計測にこのレーダーを用いております。しかしながら、現在は実験局としての運用でございまして、今後、本格的な運用をしようというためには周波数の分配が必要ということで、日本がWRCにこの議題を提案いたしまして、今回議論されることになったものでございます。

会合の結果といたしましては、総論としては各国・地域とも海洋レーダーの必要性を認めて、共通の周波数をどう探していくかというところが議論の焦点になりましたけれども、結論といたしましては、日本を含めますアジア・太平洋地域では4から40メガヘルツの間で8つのバンド、合計約1メガヘルツの幅の分配が合意されました。これによりまして、船舶の航行の安全確保ですとか、あるいは昨年震災の際には、津波の観測もこのレーダーによって行うことができましたので、そういった津波の観測などに幅広く用いられることによ

りまして、国の安全・安心に資することが期待されます。

また、現在、このレーダーをつくるメーカーが、日本のメーカー以外に海外に2社あるのみでございますので、国際的な周波数分配が認められましたことにより、今後は、レーダーの輸出によって日本の競争力強化にも資するものと期待しているところでございます。

3 ページ目をごらんください。2 つ目の議題といたしまして、宇宙探査用の周波数を確保するための議題でございます。現在、宇宙探査用には25ギガヘルツ近傍に、宇宙から地球方向のダウンリンクの周波数が分配されておりますが、さらに高度な宇宙観測を行うためには、地球から宇宙方向にも広い帯域が欲しいということで、この議題が設定されております。

どうということかと申しますと、左のポンチ絵にありますように、日本ですと、例えば月周回衛星「かぐや (S E L E N E)」が2007年に打ち上げられまして、月の軌道上から月面を細かく観察するというミッションが行われておりますけれども、さらにその後継ミッションでS E L E N E 2 というものが、現在J A X A において検討されておまして、これは衛星から月に着陸体を下ろして月面上で直接探査を行うものでございます。

このようなミッションを行う場合には、地球から宇宙方向への制御も、より多くの情報が必要になるということで、その帯域の分配を考えようというものでございます。候補になりましたのが22GHz帯でございまして、固定業務とか移動業務など、既存業務があるのですが、共用検討しました結果、共用は問題ないことになりまして、22.55から23.15GHzの帯域の分配が今回認められたということでございます。これによりまして、今後、宇宙研究の推進が期待されるということでございます。

4 ページをごらんいただきたいと存じます。3 点目といたしまして、航空管制用の周波数を確保するための調整手続の導入に関する議題でございます。現

在、日本は航空管制用にM T S A T、運輸多目的衛星というものを運用しております、1.5ギガヘルツ帯を用いまして、航空機と地上の管制のための音声やデータのやりとりをしております。この周波数帯は、移動衛星業務と共用をしております、右下の図にありますように、現在は商用衛星の事業者や航空関係の事業者の事業者主体の調整会合によってそれぞれの衛星の周波数の割り当てが行われております。

しかしながら、最近の航空需要の増大に伴いまして、より多くの周波数をM T S A Tが必要になっておるにもかかわらず、十分な周波数帯が得られないということで、航空用に優先的に周波数を割り当てる新しい手続を導入しようということで、日本から提案をしたものでございます。

日本からは、この既存の周波数調整会合に、前もって航空関係の周波数を優先的に割り当てる会合を開催しようという提案を行っていましたが、対しまして、欧州や米国は、事後の会合がよいであろうという提案をいたしました。結論といたしましては、両方を折衷する形で、右下にありますように、まず最初の会合においては、航空関係の周波数量を客観的に算出する方法をI T Uの勧告で定めまして、それに基づいて調整を行い、その結果に不満がある場合には、主管庁と航空関係の専門機関でありますI C A Oが参加する形で評価会合を行って、ここで航空関係の周波数割り当てが適当ではないという結論になりましたら、改めて周波数調整会合を開催し、ここに今度は主管庁も加わった形で、航空業務により多くの周波数を割り当てるという手続が認められました。これによりまして、我が国周辺の航空需要の増加に対応した周波数の割り当てに対応できることになったということでございます。

5ページをごらんください。これは将来のW R Cの議題でございます。次回のW R Cは2015年の秋に開催されることになっておりまして、次回のW R Cで何を議論するかというのも、今回のW R Cで議論をされております。結論

としては、次回のWRCは24の議題が議論されることになっておりますけれども、その中で2点ご紹介をさせていただきます。

1つ目が、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）への周波数の追加分配でございます。IMTに関しましては、2007年のWRCにおきまして、400メガ帯、700メガ帯、2.4ギガ帯、3.5ギガ帯に周波数が分配されておまして、また、今回のWRCに先立って行われました無線通信総会、RAという会議で、IMT-Advancedの技術基準になります勧告が承認されているところでございます。

しかしながら、近年のスマートフォンの普及などによりまして、より多くの周波数が必要だということで、日本以外にも多くの国や地域から、さらにこのIMT-Advancedへの周波数の追加分配を検討しようという提案がございまして、次回の議題としてこれが合意されたということでございます。今後、2015年に向けまして、ITUの関連会合で、この追加分配について議論を行いまして、日本にとって必要な分配を認めてもらうように積極的に取り組んでいく予定にしております。

最後、6ページでございますが、もう1つの新議題としまして、うるう秒に関する新議題をご紹介させていただきます。このうるう秒は、世界協定時UTCがITUの勧告で定められておまして、その中でうるう秒が規定されているんですが、タイムスタンプや最近のコンピュータシステムの普及に伴いまして、うるう秒を廃止しようということで、今年のWRCの前に開催されましたRAにおいて、UTCの廃止を行うための勧告の改正が議論されました。

しかしながら、多くの途上国から、まだこの議論について十分に理解をしていないという主張があったことから、継続検討となっております。RAあるいはITUのSGですと、途上国の参加がなかなか多くないということでございまして、その一方で、WRCは多くのITUの加盟国が参加するというところで

ありまして、WRCでも、うるう秒に関する議題を設定し、そこでうるう秒の廃止あるいは存続について議論をしようということで、この議題が設定されたものでございます。日本としましては、今回のRAにはうるう秒については廃止という立場で臨んだわけでございますけれども、今後も引き続きWRCやRAの審議を通じて、関係国の理解を得るよう努力していくということでございます。

今後の予定でございますけれども、今回のWRCの結論に基づきまして、新しい無線通信規則が来年の1月に発効いたします。それに合わせて来年の1月を目処に国内の電波法の関係法令の手当などをしていく予定にしております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

3ページの宇宙探査用云々、こういうやつで日本に割り当てられるという意味合いは、それぞれの国が周波数帯のあるバンドを分けて使っているうちの、日本はこの部分をもらったということになるんですか。

○本間国際周波数政策室長 日本に限定しませんで……。

○前田会長 同じやつですか。

○本間国際周波数政策室長 はい。世界を3つに分けて、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・アフリカ地域、アメリカ地域ごとに周波数の分配が決まっております。アジア・太平洋地域では22.55から23.15GHzという周波数が使えるようになりましたということです。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。ありませんか。

では、ないようでございますので、どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局関係の報告を終了いたします。

諮問第10号につきましては、情報流通行政局の諮問9号と一緒にやりますので、竹内電波政策課長だけよろしく申し上げます。

(竹内電波政策課長以外の総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第9号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第10号）

○前田会長 それでは審議を再開いたします。本日諮問されました諮問第9号、「放送法施行規則等の一部を改正する省令案について」、及び諮問第10号、「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、佐々木放送政策課長、田中放送技術課長、及び竹内電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の諮問第9号説明資料に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

放送法施行規則等の一部を改正する省令案についてでございますが、今回、具体的な内容といたしましては、ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備でございます。諮問の概要のところに諮問に至る経緯等を整理させていただいております。このホワイトスペースの活用でございますけれども、これまで新たな電波の活用ビジョンに関する検討チームの報告書、これは平成22年の7月に出ておるものでございますけれども、この中におきまして、平成23年度中に放送型システムの制度化を行うこととされております。

また、「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」ということで、これは平成23年4月8日に閣議決定されたものでございますが、この中におきましても、エリア放送型システムについて、平成22年

度検討開始、平成23年度結論とされておるところでございます。これを受けまして、ホワイトスペースを活用いたしました放送型システムのうち、現行のワンセグ受信機等で視聴可能な無線設備に係る技術的条件につきまして、情報通信審議会から、今年1月に一部答申という形で答申をいただいております。

本諮問事項につきましては、今ご説明申し上げました報告書でございますとか、閣議決定、情報通信審議会の一部答申を受けまして、ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度整備を行うものとして諮問させていただいております。

制度整備の概要でございますが、これにつきましては、参考資料の1がございますので、A4の横長のものがございますが、こちらをごらんになっていただければと思います。エリア放送の概要で、まず3ページ目という形でページ番号が付されておりますが、このエリア放送につきましては、地上デジタル放送に割り当てられましたUHF帯のホワイトスペースを活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービスでございます。

このホワイトスペースのイメージでございますが、この下の左側の絵にあるとおりでございます。オレンジ色の部分につきましては、地上デジタル放送で既に使われている周波数でございます。その間に、当該周波数が使用されていないエリアがございます、その部分に限ってホワイトスペースとして利用可能になるわけでございますが、このエリア放送型システムで実際にサービスを行うエリアがこの青い部分でございますけれども、実際にはこの青い部分でサービスをしようとした場合には、緑の部分についてまで電波が干渉を及ぼす可能性がある範囲として出てしまうということでございまして、ここの小電力システムと書いてございます左側の使い方であればホワイトスペースとして利用

可能でございますけれども、オレンジと重なってしまう使い方をしようとした場合には、地上デジタル放送に干渉を与えてしまいますので、ホワイトスペースとしては利用できないことになってまいります。この右側の大電力システムとして記載させていただいておりますようなケースでは、どちらもオレンジ色の部分の地デジのサービスと重なってしまいますので、こういった使い方もホワイトスペースとしてはできないことになるものでございます。

それで、実際の使われ方といたしましては、また上のオレンジの箱に戻っていただきますが、スタジアムとか美術館の中、商店街等、比較的小規模なエリアを対象としたもの。それから恒久的な常時放送を行うようなものに加えて、サッカーの試合とかお祭りなど、イベントなどで臨時的に使うようなもの、それから実際想定されますサービスとしては、右下の絵にもございますが、イベントでございませうとか、観光情報でございませうとか、地域交通情報などの地域に密着したローカル情報が想定されるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、エリア放送で想定されるサービスの形態でございませうが、これまでホワイトスペース特区などにおきまして、これは平成22年9月から既に行われておる実証実験がございまして、それらの事例などを踏まえまると、想定されるサービスといたしましては、この表にあるものになってまいります。これらのサービスの形態の特徴としては、この下にございませうように、比較的小さいエリア、数十メートルから数百メートル以内ぐらいを対象とするニーズが多いこと、それから恒久的なニーズと、あと臨時で行うニーズ、それから先ほど申しましたように、放送内容としてはこちらにございませうとおあり、イベント情報等のローカルな情報に特化したものであるという点がございませう。

1枚またおめくりいただきまして、エリア放送に係る制度整備案の概要ということでございまして、技術関係以外の部分について整理をさせていただきます

す。また、技術関係の部分につきましては、後ほど田中放送技術課長からまとめてご説明させていただきます。

まず、このエリア放送でございますが、ソフト関係とハード関係と分かれておりまして、いわゆるハード・ソフト一致のケースと、ハード・ソフト分離のケース、これは両方あり得る制度とさせていただきます。

それです、ソフト関係でございますが、これは放送法の適用の関係になってまいりますが、放送の種類といたしましては、現行法制上、最も規律の緩い届出一般放送とするということでございます、事業開始については届出のみで実施ができるようにするものでございます。比較的限られたエリアにおきまます特定のニーズを満たすものがございますので、社会的な影響力などは限定的であることから、柔軟な業務開始、運用を可能とするところに着目したということでございます。ただし、臨時かつ一時的な利用の場合、あるいは微弱の電波といった場合につきましては届出も不要ということで、放送法の適用除外という取り扱いにするということでございます。

それから、ハード関係でございますが、無線局の関係につきましては、混信防止が必要でございますので、免許制とするということでございます。また、地デジの周波数帯を使用しておりますので、地デジとの関係では混信を与えてはならないということでございますが、それに加えまして、地デジから仮に混信を受けることがあった場合につきましても、保護を要求してはならないということでございます。あくまでも地デジが優先されることになるものでございます。

それから、免許期間といたしましては1年間でございます、特に平成24年度中における免許の有効期間につきましては、平成25年3月末までとすることとさせていただきます。平成25年度以降における免許の有効期間につきましては、ホワイトスペースを利用いたしますほかのシステムがございませ

それとの共用についての具体的な検討の結果を踏まえまして、改めましてまた見直す予定でございます。

また、免許の審査でございますけれども、これは申請順に行っていくということで、いわゆる先願主義で行っていくということでございます。また、使用可能な周波数につきましては、目安となる表を作成して、参入希望者はそれをもとに周波数を選んでいただくということを考えてございます。それ以外に、省令の関係では、申請書の様式を定めるといったこととございますとか、あるいは再免許申請の手続について定めるといったこと、それから免許につきまして、地方の総合通信局長に権限を移譲するといった内容のことを規定することとしてございます。

6 ページ目でございます。やや詳細でございますが、先ほどご説明申し上げました放送法の適用の関係でございます。届出一般放送に係る規律について整理をさせていただいております。この表の左から2番目のところでございますが、番組準則、それから字幕・解説番組の努力義務、それから訂正放送・取消放送制度が適用になるものでございます。

それから続きまして、7 ページ目につきましては、また後ほどご説明させていただければと思います。

8 ページ目でございますが、ホワイトスペースの利用が想定されるシステムといたしまして、今回諮問させていただいておりますエリア放送型システムがあるわけでございますけれども、それ以外に特定ラジオマイク、センサーネットワーク、災害向け通信システムが想定されておるところでございます。平成24年度におきまして、これらのシステムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面などでの具体的な検討を行っていく予定があるということでございます。

9 ページ目をごらんになっていただければと思います。そういったホワイト

スペースを活用するほかのシステムが想定されておりますので、エリア放送型システムの制度につきましては、4月2日に施行することを予定しておりますのでございますけれども、免許期間を平成24年度中といたしまして、その間、ほかのシステムの共用の際の運用の仕組み等につきまして検討を進めていくことを予定しております。その結果、平成24年度末までにこの制度の見直しを行いまして、平成25年度以降につきましては、その見直し後の制度で運用をしていくことを予定しておりますのでございます。

○田中放送技術課長 続きまして、ページ戻っていただきますけれども、7ページ目でございます。技術関係の制度整備についてご説明いたします。これにつきましては、今回諮問させていただいている無線設備規則における技術基準に当たるところの説明でございます。

今回のエリア放送では、基本的にはワンセグを受信できる携帯を対象としておりますけれども、それ以外に特区の実験を踏まえて、フルセグで普通にテレビで見ることも対象にしておるところでございます。真ん中の表にありますように、フルセグ型、N u l l 付ワンセグ型、ワンセグ型。真ん中のものにつきましては、現在、ワンセグだけで電波を発する送信機がないものでございますので、N u l l 付、つまりフルセグの電波を出して、ワンセグだけの情報を入れて送信することも、今回の制度の中では暫定的なものとして対象としておるところでございます。今後、技術基準を発効することによりまして、ワンセグだけ電波を発する送信機も製造されてくることになってございます。

また、空中線電力はワンセグ当たり10ミリワット以下で、フルセグであれば13セグメントですので、130ミリワット以下ということにしてございます。それから、地デジを混信から守りつつ送信装置の製造を容易にするとともに、低廉化が可能な条件を設定してございまして、例えば周波数や空中線電力の許容偏差等につきましては、より小電力のものは条件を緩和している。それ

から、地デジの隣接チャンネルを使用しないことを前提にしてスペクトルマスクを設定しております。隣接を使うとなると、隣に電波が染みださないように、かなりきついマスクをかけなければいけなくて、そうなるとう製造コストを高くすることからかんがみて、逆に地デジの隣接は使わないで、そういう製造を前提にしてスペクトルマスクを決めているということでございます。

最後、「技術基準適合証明を受けた」、これにつきましては、それに関する省令の中に、技術基準適合証明の対象物品、特定無線局と、無線設備として今回の物品を規定しているものです。これによって落成検査を不要にし、また、これは諮問対象外にはなりますけれども、無線従事者が不要の前提も技適物品になっておりますので、これによって無線従事者がいなくても運用ができるということで、いろいろな方に使っていただくシステムに対して配慮をしているということでございます。

それで、この資料の5ページ目の一番下の行に、チャンネルスペースマップというのがございますので、それにつきまして説明させていただきます。地デジの場合は、普及基本計画で放送の系の数を決め、それに対応する周波数使用計画ということできちんと周波数を決めているものでございますけれども、今回のエリア放送は、デマンドによっていろいろなところに、いろいろな使い方でホワイトスペースで使ってくるという状況ですので、チャンネルプランという形ではない。それから素人の方が申請してくることを考慮し、参入マニュアルで添付する形でチャンネルスペースマップというものをして、申請に当たって参考となるようなチャンネル選びの目安をつけてございます。

したがって、従来の周波数使用計画のようなものではございませんが、申請に当たって参考となるようにということで、市区町村役場において、最大出力で出したときにどういうチャンネルが使えますよということで、丸印をしてあるところの周波数は使えますという表を作成する予定でございます。ただ、丸

でも、実際の具体的な場所によって、実際本当に混信が起こるのかどうかという具体的な検討をしなければいけないことと、丸が記載されていないところであっても、送信電力を小さくすれば、当然ながらホワイトスペースが使えるということでございます。

また、隣の市町村で使った場合に、じゃあその隣の市町村でも丸がついているけど使えるかというところについては、2つから同じ周波数で地デジに雑音を重畳する形で混信が上がってくるということでございます。

○佐々木放送政策課長 それでは続きまして、お手元の資料、参考資料2に基づきまして、パブリックコメントをかけた際のいただいた意見と、それに対する総務省の考え方について整理しておりますので、そちらをご説明申し上げたいと思います。

まず、技術関係以外の部分でございます。お手元の資料、表紙を1枚おめくりいただきまして、総論でございますが、技術以外につきましては、放送事業者、それから地方公共団体におけるエリアワンセグ活用に関する調査研究委員会、あと実際にエリアワンセグの実証実験を行っておられるハートネットワークからご意見をいただいております。放送事業者の方からいただいたものにつきましては、かなり重複があるわけでございますが、一次業務で行っている地デジ放送の保護が第一であり、視聴等に干渉を与えないよう十分に配慮することを強く要望するという意見を複数いただいております。

このご意見全般といたしましては、賛成のご意見であるわけでございますけれども、免許審査の中で、無線局の開設の根本的基準でございますとか、電波法関係審査基準に基づきまして適切に審査を行うことに加えまして、運用におきまして、無線局運用規則に従うほか、周波数割当計画において二次業務と位置づけることを踏まえまして、免許状の中でもテレビジョン放送を行う地上基

幹放送局等の一次業務の無線局からの混信を容認し、混信を与えてはならないといった条件を付す予定であるということでございまして、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の運用や、その受信に支障を生じさせないことを前提としておるものでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、地方公共団体におけるエリアワンセグ活用に関する調査研究委員会からいただいた意見でございますけれども、公共団体が避難所等でいろいろ有効活用できるようご指導いただきたいといったこととございまして、申請前に検討すべき課題や調査手順等のガイドラインの作成をお願いしたいということ、それからこれまでの再免許を想定しておるところでございますが、前回の利用実績や、事前に行った電波環境調査の結果等を踏まえて、効率的な免許手続が行えるようご配慮いただきたいということとございまして、要望として何点か意見をいただいておりますので、今後の制度の運用の中で参考とさせていただきたいということとでございます。また、申請を円滑に行うという観点からは、参入マニュアルを作成して公表する予定でございます。

それから12ページ目でございますが、前のページから続いておりますが、ハートネットワークからいただいております意見でございます。これは、ホワイトスペースの無線局では、相互の干渉や運用上の問題が十分検証されるまで、当分の間は微弱型を除いてすべて免許対象局とすべきと考えますというご意見。それから平成25年度以降、免許制度の見直しになるということであるわけなんですけれども、その際の再免許ということを念頭に置かれているものだと思いますが、チャンネル周波数の変更などはなるべくないようにご配慮をお願いしたいということとご意見いただいております。

これにつきましては、全体としては賛成の意見ということでいただいておりますが、免許対象局とすることにつきましては、今回の制度化の

中でそのようにしておりますけれども、今後の各ホワイトスペース利用システムの制度化の際にもいただいたご意見を参考として検討をしてみたいということでございます。また、ご要望につきましては、今後の制度の運用の中で参考とさせていただくということでございます。

それからその後、各論ということで、日本民間放送連盟、それからTBSテレビ、日本テレビ、それからその後の日本民間放送連盟からいただいておりますご意見につきましては、一番最初の10ページ目と申しますか、表紙の次のページでございます日本テレビからのご意見とほぼ同内容のものでございますので、その旨を記述させていただいております。

それからその次の2-5のところでございますけれども、TBSテレビからいただいたご意見の中では、最後のところに、共用のための運用調整の仕組みのあり方が極めて重要であるというご指摘をいただいております。この点につきましては、地上デジタル放送及び他のホワイトスペース利用システムとの混信防止が担保できるよう、今後の各ホワイトスペース利用システムの制度化の際に検討してみたいということでございます。

それから2-6のところでございますが、これは見直しを行った後でございますけれども、特定ラジオマイクを優先した制度となるよう要望するというご意見をいただいております。今後の特定ラジオマイクの本格運用の際には、特定ラジオマイクが優先するよう制度化に当たって検討してみたいということで整理をさせていただいております。

○田中放送技術課長 引き続きまして、15ページの後段からは、技術の部分に関するパブリックコメントでございます。全体で15社から意見が出ておまして、量が多いんでございますけれども、そのほとんどは情報通信審議会の技術分科会で答申をいただいたところについてご意見をいただいております。そこは、全般的に地デジに混信を与えないで、いかにエリア放送を導入してい

くかという観点で、これまで技術的な検討をしてきたものですので、特段今の現状のとおりとしたいという考え方でございます。

ただ、1点だけ、このパブリックコメントを踏まえて修正をしたいと考えているところがありまして、そこだけご説明いたします。23ページ目をごらんください。23ページ目の2-12は、日本CATV技術協会、パナソニック、富士通ネットワークソリューションズ、それから南砺市、南相馬市、森ビル、ヨーズマーという者から共通に出ているものでございまして、左側の意見では、「エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備については、1つの筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りではない」と、無線設備規則に今回書いてパブリックコメントをしたところでございますけれども、番組制作面及び送信所の設置場所の観点から考えると、いろいろな組み合わせが予想されるので、見直しを希望しますということでございます。

この「1つの筐体」の趣旨は、一旦審査をして許可をした場合に、地デジに混信を与えないで、エリア放送事業者も無線従事者が要らずに、無線局の安定運用ができるようにするために、無線の質を思わず間違っても変えないようにという観点から、技適物品にもしていますし、そういったリスクをとるために、こういった一つの筐体ということで考えておったところでございます。

当初想定した構成は関係する装置を一つの筐体におさめることを規定案として書いていたわけでございますけれども、送信所が一つの映像装置からたくさんのところ無線局を開設して、そこを有線で結んで複数のネットワークを構築するとか、それから番組装置は別にしたいとかいうご要望でございまして、当然ながらこれを容易にならしめるためには、このような対策も必要なのかなということでして、まず番組送出設備を無線設備から切り離して、1つの筐体には入れなくてもいいことにした点、それから1つの筐体も2つに分けてもいい

い形で、無線設備に影響を及ぼさない形で、それを担保できれば技適対象物品にする形で、今回、無線設備規則を修正しているところでございます。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの……。

○竹内電波政策課長 恐れ入ります、続いて諮問第10号についてあわせてご説明をさせていただきます。

○前田会長 すいません、失礼しました。

○竹内電波政策課長 電波政策課長の竹内でございます。

諮問第10号は、周波数割当計画にエリア放送型システムを規定するためのものでございます。エリア放送型システムにつきましては、ただいま放送政策課及び放送技術課からご説明申し上げましたように、地上デジタル放送のホワイトスペースを利用して一般放送を行うためのものでございます。本システムを周波数割当計画に規定をするため、同計画の第2の第2表に一般放送の放送業務を二次業務として追加することといたしております。

具体的には、お手元説明資料の一番最後のページをお開きいただけますでしょうか。新旧対照になっておりますが、赤字で書いてあります部分が今回変更する部分でございます。国内分配というところに赤で「放送」と書いてございまして、「J13B」とございます。このJ13Bが一般放送を示す脚注でございます。それから放送のところの下二重線が引かれておりますが、これが二次業務を示すものでございます。また、このエリア放送型システムにつきましては、先ほど説明申し上げましたように、ハード・ソフト一致型と分離型それぞれのケースがあると考えておりますので、無線局の目的の欄につきましては、ハード・ソフト分離型として電気通信業務用を、また、ハード・ソフト一致型として放送用をそれぞれ追加するものがございます。

本件に係る施行の日でございますけれども、資料1ページ目にお戻りくださ

い。答申をいただきましたら、速やかに周波数割当計画を変更いたしまして、新年度早々4月2日から施行することを予定しております。

パブリックコメントの結果は先ほど説明がございましたが、周波数割当計画に関するものにつきましては、合計2件ございました。1社から賛成の意見、それから1社から今後のホワイトスペース利用の制度化に関する要望が寄せられております。

以上、諮問第10号の周波数割当計画一部変更案についての説明を終わらせていただきます。審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの諮問第9号及び第10号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ、山田さん。

○山田代理 技術的なことは疎いものであれですが、2-12のご意見に基づいて修正を加えられたというご説明でしたが、その修正については、他の業者等からの異論は、可能性はないという理解でよろしいのでしょうか。

○田中放送技術課長 はい。無線設備規則の中の修正でございますけれども、先ほどポンチ絵が3つありましたけれども、上の場合でも、もしくは下の2つの場合でもどちらでもいいですということにしておりますので、どちらかに倒すものではございませんので、いろいろなものを包含できることと考えております。

○山田代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員 じゃ、よろしいですか。

○前田会長 お願いします。

○山本委員 パブリックコメントの11ページのところに、地方公共団体におけるエリアワンセグ活用に関する調査研究委員会の意見があつて、この意見、

コメント自体に関する質問ではないのですけれども、地方公共団体の側で、もうかなり、このエリア放送を行う準備のようなものは進んでいるのでしょうか。

○佐々木放送政策課長 幾つかの自治体で、実験的に取り組んでいるケースなどがございますので、そういうものは、数としてどれくらいかというのはございますけれども、本制度ができました段階で、幾つかの自治体が手を挙げてくるだろうとは考えております。

○前田会長 よろしいですか。

○山本委員 もう一つです。先願主義でいうお話で、そんなにいきなりたくさん出てくることはないだろうと思いますので、おそらくそれで支障はないのだろうと思いますけれども、今後、場合によっては、同じエリアについていろいろな人が手を挙げてくることはあり得るのでしょうか。その場合には、もう少し考えなくてはいけない可能性があるのかなともお伺いしたんですけれども、その点はいかがでしょう。

○佐々木放送政策課長 今回、制度化に当たりましては先願主義ということで、かなり臨機応変にというところ若干あれかもしれませんが、短い期間、イベントなどにおいて使いたいといったニーズもございますので、そういったニーズにこたえるためには、できるだけ柔軟で、かついつでも問戸を、受け付けができるような形で、先願主義で処理するのがいいだろうと考えてございます。

先生からご指摘ありましたような形で、実際に申請を受け付けしてみたら、それではなかなかうまくいかないことがもし実態として起こることがありますれば、またそれは適切に制度の見直しを行っていきたいと思っております。本制度につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、平成24年度中ということで、とりあえず一回その時点で、もう一回リセットをさせていただくことを考えておりますので、その段階でもう一度制度の見直しをやらうと思っております。その際に、そういった今回の制度化を踏まえて、若干修

正をしていく必要があるところがありましたら、そこでまた対応もしてまいりたいと考えております。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

じゃ、私からも。今のに少し関係してですけど、もともと地デジの同じ電波を使うということで、それに悪影響を与えないという原則は貫かれているので問題はないとは思いますが、ただその一方で、ちょうど逆になるのは、使いたい人が少し使いにくいということと、相反することを2つ同時に考えなきゃいけないんだろうと思いますけれども、そういう意味では、免許制というのは、免許は市町村というかそういう行政区単位で、1つの電波は1人という原則のようなものはあるんですか。

○佐々木放送政策課長 それは行政区というよりも、むしろ今回の無線設備規則の中で空中線電力を規定しておりまして、ワンセグ当たりで10ミリワットで規定をさせていただいております。それを前提にいたしますと、1行政区、市町村全体あるいはその大半をカバーするには少し難しいのではないかと。行政区というよりも、もっと狭い地域、特定のスポットをカバーするイメージになってまいります。

それで、そういったエリアをどれくらい設けることができるのかにつきましては、先ほど田中からご説明させていただきましたとおり、チャンネルスペースマップというものを公表させていただく予定としてございまして、それで大体、1の市町村の中で何チャンネル分ぐらいとれるのかを明らかにしていくことにしておりまして、地域地域によってそこら辺は状況が変わってくるようになります。

○前田会長 重箱の隅をつつくような感じですが、例えば1つの競技場の中で、あるときは音楽をやり、あるときはスポーツをやるとかで、それぞれ事業者が違っているときに、同じ場所で、だけど多分一緒にやることはないので、どっ

ちかだけどというようなことは、許されるんですか。

○佐々木放送政策課長 その場合、事業主体がだれになるのかというのがまずあろうかと思えますけれども、そのスタジアムが免許主体となれば、その免許主体の人が実際流す、番組自体はいろいろ変わると思えますけれども、対応可能なのではないだろうかということがございます。

それからあと、そうでないようなケースにつきまして、例えばイベントの主体になるような人が放送機械を持ち込んで、1週間ずつばらばらにイベントごとにやるということでしたら、そういったような形態ももちろん可能でございます。先ほどご説明させていただいた中では、放送法の適用につきましては適用除外という形で、届出なしで実施可能になってまいります。

○前田会長 ちょっと違う話で、来年の3月までということですが、パブコメにも優先的に継続できるのかどうかみたいなのがあった気がしますが、その辺については、ここではどう考えているんですか。

○佐々木放送政策課長 今回、今年度内で明示させていただく形で制度化させていただくこととしてございます。制度自体のほかのホワイトスペースを利用するシステムを含めまして、そこについては見直しを行うこととなりますので、再免許の取扱につきましては、もう一回改めて、ゼロベースと申しますか、ほかのシステムを含めて再免許を行っていくことになってまいります。

○前田会長 なるほど。そこは他のシステムがあるから完全に、要するに継続を優先することはできないということですね。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第9号及び諮問第10号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

また、エリア放送を行う地上一般放送局ですけれども、同様に放送区域が限定されているコミュニティー放送を行う基幹放送局の予備免許を、現在、諮問を要しない軽微な事項としておりますが、こちらの予備免許についても諮問を要しない軽微な事項に追加してはどうかと思いますが、もしよろしければ次回そのような資料をつくっていただいた上で議論をさせていただければと思っております。そういう方向で検討してよろしいですか。

ということですので、事務局のほうで次回までに準備をよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。竹内課長、どうもありがとうございました。

(竹内電波政策課長退室)

(3) 日本放送協会に対する平成24年度国際放送実施要請について (諮問第11号)

(4) 日本放送協会に対する平成24年度協会国際衛星放送実施要請について (諮問第12号)

○前田会長 それでは次に、同じく本日諮問されました諮問第11号、「日本放送協会に対する平成24年度国際放送実施要請について」、及び諮問第12号、「日本放送協会に対する平成24年度協会国際衛星放送実施要請について」につきまして、島村国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○島村国際放送推進室長 それでは、諮問第11号及び第12号について、ご

説明申し上げます。本件は、ラジオ国際放送とテレビ国際放送につきまして、放送要請の実施を平成23年度と基本的に同様の内容で平成24年度も行いたいというものでございます。

まず最初に、要請放送制度の仕組みについて簡単にご説明申し上げたいと思いますので、説明資料の下に参考資料というのがございますので、そちらの2ページをお開きいただきたいと思います。参考資料の2ページでございます。上に図がございまして、NHKに対しまして、ラジオ国際放送とテレビ国際放送の実施を総務大臣が要請いたしまして、その要請にNHKが応諾する場合には、要請放送が行われることとなりますが、そのための費用を放送法の第67条で国が負担するというのが要請放送制度の仕組みでございます。かつては命令放送制度と言っていたのですけれども、平成19年の放送法改正によりまして、要請放送制度に変更されております。

条文が下のところに記載してございますけれども、第65条の第1項におきまして、放送事項が括弧内に限定して記載されております。また第2項によりまして、放送番組の編集の自由への配慮が規定されております。第3項は、NHK側に、いわゆる応諾努力義務が課せられているものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきますと、3ページに、総務省からの交付金額の推移がございまして、平成18年度までは、ラジオ国際放送だけが命令の対象となっておりまして、したがって交付金もラジオのみに支出しておりましたけれども、テレビ国際放送を強化すべきという流れの中で、テレビ国際放送についても交付金を投入し、3.0億円、15.2億円、24.5億円と、順次増額してきております。一方、財源に限りがありますことから、テレビを強化する反面、ラジオ国際放送については必要最小限ということで、徐々に減額してきていただいております。近年は、テレビ24.5億円、ラジオ9.5億円で推移しておりまして、24年度の予算額は現在、参議院でご審議をいた

だいているところでございます。

続きまして、平成24年度の要請についてご説明申し上げたいと思いますので、恐縮ですけれども、最初にごさいました説明資料の方にお戻りいただきたいと思います。1ページを御覧いただきたいと思います。まず、ラジオ国際放送についてであります。1の枠囲みのところで、ラジオ国際放送の現状がまとめられております。放送時間は1日延べ56時間20分、放送区域は17区域、使用言語は18言語で、八俣送信所ほか、海外の17の中継局から送信されているところでございます。

このようなラジオ国際放送の現状を踏まえた上で、平成24年度の実施要請の中身でございますが、2の実施要請のポイントのところを御覧いただきたいと思います。要請対象につきましては、この18の言語のうち3言語、日本語、中国語、朝鮮語の3言語に限定しております。これはテレビとラジオの役割分担といたしまして、テレビ国際放送で外国人向けの英語放送を要請するため、ラジオ国際放送につきましては、在外邦人向けの日本語をまず要請いたしまして、それに加えて、重要な近隣諸国の言語ということで中国語と朝鮮語を要請対象としております。

また、放送事項には、北朝鮮による日本人拉致問題への留意を引き続き明記しているところでございます。1枚おめくりいただきますと、3の実施要請の内容でございますが、4の国の費用負担等のところの(2)を御覧いただきたいと思います。この要請に応じて行う業務の実施期間が記載されておりますけれども、「平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする」という記載がございます。これは先ほど申しましたとおり、要請は予算の成立を前提としておりまして、仮に暫定予算が組まれまして国会の議決を経た場合には、当該暫定予算の期間分だけに限って要請を行わざるを得ない事態になりますこと

から、このような表現ぶりとなっております。なお、その後本予算が成立した際には、残余の期間について改めて要請を行うこととなります。

続きまして、テレビ国際放送についてであります。まずテレビ国際放送の現状をご説明いたします。テレビ国際放送につきましては、外国人向けの英語放送を23時間程度と、邦人向けの日本語放送を5時間程度の2チャンネルがございます。

1枚おめくりいただきますと、放送区域につきましては、それぞれ3ページの世界地図を御覧いただきたいと思いますけれども、インテルサット、8、9、10号機の3機で、全世界広くカバーしておりまして、それに加えまして、各国で容易に受信できる衛星やケーブルテレビ等の整備を行うことによりまして、順次受信しやすい環境を整えているところでございます。

次に、このような現状を踏まえた上で、平成24年度の放送の実施要請の中身ですが、下のポイントのところを御覧いただきたいと思います。要請対象は外国人向けの英語による放送に限定しております。

また1枚おめくりいただきまして、3の実施要請の内容のところの4の(2)の、要請に応じて行う業務の実施期間については、先ほどのラジオのご説明と同じでございます。なお、この要請につきましては、本日これを適当とする旨のご答申をいただいた場合には、NHKの正式要請は予算の成立を待ちまして、4月1日付で行いたいと思っておりますけれども、NHK側に応諾するかどうかを検討する期間を設けなければいけませんので、事前にNHKに対する要請内容の通知を行いたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 どうもありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございますでしょうか。特に昨年と同様ということですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見ないようでございますので、諮問第11号及び諮問第12号は諮問のとおり要請することが適当である旨の答申をしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてに提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○東北3県のアナログ放送終了に向けた取組状況について

○前田会長 では、次に報告事項といたしまして、「東北3県のアナログ放送終了に向けた取組状況について」につきまして、吉田地上放送課長から説明をお願いいたします。

○吉田地上放送課長 地上放送課長でございます。お手元でございます資料、「東北3県のアナログ放送終了に向けた取組状況」に基づきまして、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりください。右下にページがございます。まず1ページをごらんください。まず、1、経緯の部分でございますが、皆様よくご存じのとおり、昨年7月24日に、岩手、宮城、福島を除きます全国44都道府県におきましては、アナログテレビジョン放送を終了しております。一方、東日本大震災を受けまして、岩手、宮城、福島の3県につきましては、アナログテレビジョン放送を本年3月31日まで延期してございます。昨年、通常国会におきまして、電波法の特例法を成立していただき、6月15日に施行になってございます。

その後、昨年7月13日の電波監理審議会におきまして所要の告示改正についてご審議をいただき、その結果を踏まえまして、この3県について本年3月31日まで延期する旨、手続を行ったところでございます。

その後、東北3県におけるアナログ放送終了に向けた取り組みを行ってまいりましたけれども、2、主要な課題への対応状況にございますとおり、まず受信環境の整備。いわゆる新たな難視、アナログ放送はごらんいただけるけれども、電波の都合上、どうしてもデジタル放送は受信できない地域に対する対策であるとか、あと共同受信施設などのデジタル対応につきましては、予定どおり、もともと平成23年、昨年、暦年内におおむね終了させようということで、私どもは取り組んでまいりましたが、予定どおりおおむね完了したところでございます。残りの施設は本年に若干繰り越したものがございますけれども、順次対策は完了しております。今月中、具体的には今週中にすべての共同受信施設などのデジタル対応が終了する見込みとなっております。

また、一方で住民の方々にデジタル対応にいただくための取り組みということで、全国のとくと同様にテレビ放送などの周知、相談への対応、低所得者への支援などを、特に3県につきましては、丁寧な取り組みを実施してまいりました。なお、矢印のところは参考情報でございますが、テレビ受信機の販売台数、これは民間の調べでございますけれども、昨年12月時点におきましては、その前の年の約2.4倍、全国的には売り上げが落ちているということが随分報道されておりますが、この3県については約2.4倍になってございます。また、全国的には昨年7月に不足いたしました簡易チューナーにつきましては、家電量販店であるとか、ホームセンター、スーパーなどで入手がまだ可能な状況にある、在庫も豊富にあるという情報を得ているところでございます。

具体的な周知につきましては、2ページをごらんください。これも全国と同様のことを行っております。左側でございますようなアナログでごらんの方々に

は、真ん中にあります砂嵐のような映像をごらんいただきまして、デジタル対応を促していく取り組みであるとか、あるいは右側の上にございます、ここではアナログ終了まであと9日となつてございますけれども、本日現在、あと17日というのが東北3県においては表示されてございます。3月12日、今週月曜日からこういう表示を行っているところでございます。また、3月31日12時に、右下にございますような青い画面になりまして、24時までには停波するという取り組みになつてございます。

3ページをごらんください。さまざまな相談に対応する体制でございます。街中に市役所の窓口などをお借りして、臨時相談コーナーを3県で51カ所設置してございます。2月13日から設置しておりますが、週を追うごとにご相談件数も増えてきてございまして、ご相談に来ていただいた方には、個別訪問まで含めてできるだけ丁寧に対応し、ともかく停波までに解決、ご不安がないように解決していくという姿勢で取り組んでいるところでございます。そのほか、例えばコールセンターは、停波前後の2週間は24時間対応、席数も増やすなどの対応もしていきますし、さまざまな取り組みも、特に停波前後において丁寧にやっていくということで、万全の体制をとつて取り組んでまいりたいと考えております。

以上のとおり、東北3県のアナログ停波につきましては、受信環境整備や、住民の周知などの準備は順調に進んでいると考えております。しかしながら、非常に大きな余震が発生するなど、万が一の事態が生じた場合には、例えば1週間から数週間、アナログ停波をさらに延長することが必要となる事態も想定されます。その場合、周波数割当計画等の告示の変更が必要となりますことから、このような告示の変更は電波監理審議会の必要的諮問事項となっております。

昨年7月に、延期の際にご審議いただきましたように、場合によりまして、

3月31日土曜日、当日にそのような大震災が発生する可能性も、もちろん否定はできませんので、万一の場合に備えて、私どももさまざまな可能性、あらゆる可能性をシミュレーションしていく観点から、委員の皆様方に緊急にご相談をさせていただく場合がございますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

その万一の場合に、この審議会を開くとかいうことをやるという意味ですか。

○吉田地上放送課長 その可能性も含めて、場合によりどのような形かは別として、告示を変更する場合には、やはり審議会の諮問事項ということで審議会の決議をいただかなければなりませんので、そのような形をとらせていただく場合がございます。あらかじめ今、一任してくださいということではなくて、内容について何らかの形でご連絡をさせていただいてご了解をいただくという手続をとらざるを得ない状況になるかもしれない。可能性として、もちろん私どもは否定できないということで、その場合には、具体的事象に応じて、具体的内容についてご相談をさせていただきたいと考えております。

○前田会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございます。大変な作業で、まだこれからも最終コーナーが待っているところですが、よろしくお願ひいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。次回の開催は平成24年4月11日水曜日15時からを予定しておりますので、よろし

くお願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)